

# 株式分配型スピンオフに関する株主提案の可否：京都地決令和 3 年 6 月 7 日（資料版商事法務449号90頁）

著者	村上 裕
著者別表示	MURAKAMI Hiroshi
雑誌名	金沢法学
巻	65
号	1
ページ	183-197
発行年	2022-07-31
URL	<a href="http://doi.org/10.24517/00066994">http://doi.org/10.24517/00066994</a>



## 株式分配型スピンオフに関する株主提案の可否： 京都地決令和3年6月7日（資料版商事法務449号90頁）

村 上 裕

### 【事実の概要】

X（債権者）は、Y社（債務者）の議決権300個以上を6か月以上保有する株主である。Y社は、コンピュータソフトウェア及びコンピュータネットワークシステムの設計等を目的とする株式会社であり、その発行する普通株式を東証第一部に上場している。Y社の定款には、株主総会決議事項を拡張する規定はない。

Xは令和3年4月30日、Y社に対し、会社303条1項・305条1項に基づき、3件の議題を定時株主総会（以下、本件株主総会という。）の議題とし、これらに係る議案の要領及び提案の理由等を株主に通知することを請求した。そのうち1件は、Y社の子会社であるN社の普通株全部の現物配当を議題とするものであり、その具体的内容として、基準日を令和3年3月31日とし、Y社普通株100株につきN社普通株97.5株の割合で配当を行うこと、配当の効力を生じる日は追って定めること、また配当の効力発生条件を、産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を経済産業大臣より受けること、及びN社普通株につき東京証券取引所の上場承認を得られることとしている（以下、この提案を「本件株主提案」という）。

しかしY社は同年5月18日、取締役会において、本件株主提案は不適法であるから本件株主総会の議題とせず、経営上の提案としても賛同できない旨の決議をし、その旨を公表しXに通知した（なお、本件株主提案以外の2つの議題は、取締役会として反対である旨の意見を付した上で、議題とすることとされた）。

これを受けて X は同月 25 日、裁判所に対し、本件株主提案が有効であることを仮に定め、これを本件株主総会の議題及び議案とし、議案の要領及び提案理由を本件株主総会の招集通知又は株主総会参考書類に記載することを Y 社に命じる仮処分を申し立てた。

なお Y 社の事業年度末は 3 月 31 日であり、本件株主総会を令和 3 年 6 月 25 日に開催する予定であるところ、会社法所定の招集通知等発送期限は同月 10 日であり、第 1 回の審尋期日である同月 4 日時点において、招集通知等の印刷物は Y 社に対しすべて納品されており、同月 8 日には招集通知等を発送する予定となっていた。

**【決定要旨】** 申立却下（確定）

「Y は、本件株主提案は高度な経営判断に属する事項であり、決議がされたとしても勧告的な意味しか有しないため、Y が本件議題を本件株主総会の議題とすること等は Y の法的義務ではないと主張する。

確かに、本件株主提案は単純な剰余金の配当を内容とするものではなく、高度な経営判断が必要となる事項であることがその内容自体から明らかとすることができる。その内容の実現には、事業再編計画の認定や N 社株式の上場承認のための相当の時間と手間にかかる種々の準備が必要である上、Y がこれら必要な準備を行ったとしても上記認定や承認が得られない可能性がある。そうすると、このような事項について、性質上、株主提案によって株主総会で可決されたとしても勧告的な意味のみを有するとの見解が、一定の妥当性を有することは、否定できない。しかしながら、株主総会決議に法的拘束力を有するものと勧告的な意味のみを有するものがあるとの見解に立つとしても、…会社法上、後者を株主提案権の対象から除外するべきとの議論がされながらも、それが立法的措置として採用されなかったことが一応認められる。他に、Y の主張を裏付ける法令上の規定も見当たらない。そうであれば、特段の事情がない限り、株主総会の決議事項に属する事項については株主提案権の対象と解するの

が相当である。

これを本件についてみると、本件株主提案の内容である株式分配型スピンオフは株主総会の特別決議を要する剰余金の配当に当たる一方（会社法309条2項10号。…）、Yは、本件株主提案について、性質上高度な経営判断に属する事項であるとのいわば一般的な主張をすることどまっており、…上記特段の事情が存在するとまでは認められない…。

Yは、本件株主提案を純粋な配当議案としてみた場合、会社法所定の要件を欠き違法である、あるいは、Yが産業競争力強化法33条1項（筆者注：令和3年改正により、現在は31条1項）の要件を満たしていない現時点において現物配当に普通決議を求めることは許されないと主張する。しかしながら、本件株主提案が純粋な配当議案ではなく、株主総会決議により直ちに効力の生じるものでない…。Yの主張する法的拘束力を有する株主総会決議の決議事項としてみた場合に、その指摘のとおりの問題点があるとしても、そのことが前記アの結論を左右する事情とはいえないというべきである。Yの上記主張は、前提を異にするものとして採用することができない。

以上のとおり、被保全権利の存在は一応認められるというべきである。」

「本件申立ては、仮の地位を定める仮処分命令を求めるものであるから、保全の必要性は、Xに生ずる著しい損害又は急迫の危険を避ける必要がある場合に認められる（民事保全法23条2項）。また、株主提案権は、共益権の一種であり、究極的には会社の利益のために行使されるべきものであるから、会社（Y社）に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避ける必要がある場合にも保全の必要性が認められるというべきである。

さらに、株主提案権は、それが無視された場合、その権利を本案訴訟において実現することは時間的制約に鑑みて事実上不可能であり、事後的な救済方法も限られるから、株主提案権を無視された株主の救済方法として、仮の地位を定める仮処分による必要性は高いといえることができる。

他方、本件申立ては、本案訴訟によらずに、本案訴訟によるのと同じ内容を

実現しようとするものである。そうすると、保全の必要性は、保全命令により Y が被る不利益又は損害も踏まえて、より慎重に判断するのが相当である。具体的には、株主提案による議題及び議案の内容、可決可能性等を踏まえた上で、株主提案が認められないことにより X 又は Y に生じる損害又は危険と、本件申立てが認容された場合に Y が被る不利益又は損害とを総合的に考慮して判断するのが相当である。

これを本件についてみると、…X は、令和 3 年 4 月 30 日、Y に対し、本件株主提案を含む請求を行った。しかし、…本件株主提案を同年 6 月開催の本件株主総会に上程するべき特段の时期的な必要性があるなどの具体的な事情は、認められない。また、…本件株主提案は、本件株主総会で可決されることにより直ちに実現する性質のものでない。

他方、…仮に、本件申立てが認容された場合には、既に印刷が完了し作業も最終段階に入った招集通知及び株主総会参考書類の作成及び発送準備をやり直す必要が生じる。本件株主総会の招集通知等の送付を要する Y の株主数は…明らかではないものの、Y が東京証券取引所第一部上場企業であることや相当の準備期間を設けて外部の印刷業者に印刷業務を発注していることに鑑みると、株主数はある程度多数に上ると推認でき、上記作業のやり直しに伴う Y の費用負担及び事務作業の負担がかなり大きくなるとも推認できる。さらに、…本件株主総会の招集通知の法定の発送期限は同月 10 日である。仮に、本件申立てが認容された場合、招集通知及び株主総会参考書類の作成及び発送を同日までに終えることは相当に困難であると推認できるから、本件株主総会を開催することができなくなるおそれが現実化するのであって、その不利益及び損害は極めて大きいといわざるを得ない。…」

#### 【評釈】判旨賛成

本件は、いわゆるスピンオフ実行のため子会社株式の現物配当を X が株主提案により求めたところ、Y 社が当該株主提案を定時株主総会の議題としない

旨取締役会で決定したため、当該定時株主総会の議題・議案とする等を求めた事案である。Xの提案は、会社の業務執行に属する事項に関する提案であるため、これを株主提案として取り上げることの可否が問題となる。裁判所は、保全の必要性がないとして申立てを却下したものの、業務執行に属する株主総会の決議事項については株主提案権の対象に含める旨判示しており、理論的にも実務上も重要な裁判例と言える。

## 1 先例との関係

本件と同様に、業務執行に属する事項にかかる株主提案が問題となった事例として、ヨロズ事件（東京高決令和元年5月27日資料版商事法務424号118頁）がある。この事件は、定款で大規模買付行為への対応方針について株主総会で決議することができる旨のある会社において、当該対応方針——要は事前警告型買収防衛策——を実際に定めていたところ、株主が当該対応方針の廃止を株主総会の議案として提案し、これに対し会社側が議案として取り上げない旨を決めたため、株主が株主総会招集通知等への記載を求める仮処分を申し立てたものである。裁判所は、まず会社303条及び305条の株主提案権は株主総会の権限の範囲に属する事項に限られるとし、当該提案が株主総会の権限に属する事項か否かについて、「本対応方針の廃止はいわゆる事前警告型買収防衛策の廃止であるところ、それ自体について、会社法において株主総会で決議すべきものと定められた事項であるとは認められない」とした。そうすると、会社297条2項との関係で、当該提案が株主総会権限事項であるとするためには、当該対応方針の廃止が定款において株主総会で決議すべき事項と定められている必要があるが、種々の点から、裁判所はこれを否定した。

本件とヨロズ事件は、業務執行・経営判断に関わる株主提案が問題となったという点では一致する。しかし、本件は子会社株式の現物配当という会社法に定めのある事項（会社454条）であるのに対し、ヨロズ事件では事前警告型買収防衛策という、会社法に直接的な定めのない事項が問題となった点が異なる。

る。またヨロズ事件では定款に「対応方針を決議することができる」旨定めており、これを根拠に株主は、対応方針の廃止について株主提案を行っていた。一方で本件では、そのような提案株主が依拠しうるような定款規定が存在しない点でも異なる。

## 2 業務執行に関する株主提案の可否

株主提案の内容として業務執行に関するものを提案可能か否かは、取締役会と株主総会の権限分配とも絡んで、さらに提案可能としてもいわゆる勧告的決議としてであれば可能か否かも巡って、しばしば議論がなされている（なお以下、とくに明記しない限り取締役会設置会社を前提とする）。

ただし従来の議論の多くは、問題となる業務執行に関わる株主提案が、会社法にも定款にも株主総会決議事項として定めがない事項に関するものであり、従って株主提案の内容として定款変更議案が含まれる場合を念頭に置いていることに注意を要する<sup>1</sup>。このような株主提案の場合、仮に提案が可決され業務執行に関する具体的内容を含んだ定款変更が実現すると、取締役が負う定款遵守義務（会社 355 条）や、定款違反の行為は会社法上無効と解されることから、経営陣の裁量を不当に制約する恐れがある<sup>2</sup>。この点から、このような株主提案を認めるべきか否かは慎重な議論を要する。

もっとも、本件のように会社法（または定款）に株主総会決議事項として定められている場合であっても（即ち定款変更議案を伴わない場合であっても）、業務執行に関する株主提案が問題なく可能であるとは限らない。株主総会の決議事項に属する事項については株主提案権の対象となるのが原則だが、株主総会決議事項であってもその発議が会社側からのみ提案するのが適切とさ

1 例えば直近のものとして、藤田友敬ほか「株主提案権(1)（新・改正会社法セミナー）」ジュリスト 1562 号（2021 年）66 頁以下、田中亘ほか編著『Before/After 会社法改正』（弘文堂・2021 年）48 頁（中込一洋）。

2 安井佳大「ESG アクティビズムの動向と対応上の留意点」資料版商事法務 456 号（2022 年）73 頁。

れる経営事項（反対に言えば、株主から提案するのは不適切とされる事項）については、議論が分かれている。例えば合併（正確には、合併契約の締結がない状態における合併に関する提案）については株主提案権の対象外とする見解があり、その根拠として、株主総会の権限は会社が締結した合併契約の承認に限られており、合併契約の交渉・決定は他業務執行機関の専決事項であること、また合併契約の内容をどのようにすべきかは極めて高度な経営判断を要する事項であること等をあげる<sup>3</sup>。この見解はそれなりの合理性を有するものの、高度な経営判断事項であることを根拠とした場合、それに該当する事項とそうでない事項（あるいは、「会社側からのみ提案するのが適切な事項」とそうでない事項）の境界線が不明確である。むしろ法的な手続として、合併についての株主総会の承認は、その前段階における取締役会での承認を前提としているのであり、当該取締役会の承認なしに合併について株主提案がなされた場合、仮にこれが総会で可決されても、適正な手続を欠いており、従って法的な拘束力を有しない（この意味で、株主提案権の対象となりうるが、可決された決議は勧告的決議のレベルにとどまる）と評価せざるを得ないのではないかと<sup>4</sup>。

本件株主提案は子会社株式の現物配当ではあるものの、通常の株主総会の特別決議（会社454条1項・309条2項10号）による方法ではなく、産業競争力強化法に基づく特例による、株主総会普通決議による方法での現物配当である。その実施のためには、事業再編計画の作成とそれに対する主務大臣の認可（産業競争力強化法23条1項）を要する。そして上記の合併の例と同様に、当該事業再編計画の作成はまさに業務執行機関の専決事項である。従って法的な手続として、本件での子会社株式の現物配当にかかる株主総会における承認は、事業再編計画を取締役ににおける承認の上で経済産業省に申請し経済産業

---

3 邊英基「株主提案と組織再編・自己株式取得」商事法務2272号（2021年）57～58頁。また森本滋ほか「（座談会）会社法の実務対応に伴う問題点の検討」商事法務1807号（2008年）28頁（相澤哲発言）。

4 太田洋「会社法下の株主提案権」ジュリスト1346号（2007年）43頁。



大臣の認可を受けていることが前提となる<sup>5</sup>のであるから、その前提を欠く決議は、法的拘束力を有しないことになる。

なお本決定は、特段の事情がある場合には、株主総会決議事項であっても株主提案権の対象にならないとしている。性質上高度な経営判断に属する事項であることは、「特段の事情」には当たらないとしているが、「特段の事情」に含まれる内容が何かについては、決定文からは明らかではない<sup>6</sup>。

### 3 「勧告的決議」

「勧告的決議」は2つに分類でき、1つは、「法令・定款では株主総会決議事項に含まれない事項についての株主総会決議」であり、もう1つは、「株主総会決議事項に含まれるが、法的拘束力を有しない株主総会決議」である<sup>7</sup>。近時は買収防衛策に関連して前者を中心に議論されるが、以前は合併にかかる株主

---

5 産業競争力強化法によるスピノフの事例として、コシダカホールディングスのケースがある。このケースでも、事業再編計画の認可を受けた後に株主総会の承認を得ている。参照、コシダカホールディングス「子会社株式の現物配当（株式分配型スピノフ）及び特定子会社の異動に関するご説明（Q&A）」（2019年10月10日）<https://pdf.irpocket.com/C2157/Rbrh/bZMZ/vCtX.pdf>（2022年5月11日最終閲覧）。

6 なおそもそも、一般に業務執行に関わる事項を株主提案の内容とすることができるかについては、その規制が困難であるという問題がある（公開会社と非公開会社を分けて規制するの可否につき、松尾健一「株主提案権制度の見直しの要否」法律時報86巻3号（2014年）51頁参照。また規制内容としていわゆるESGや社会的目的による株主提案も制約されるかにつき、藤田ほか・前掲（注1）58頁以下参照）。むしろ業務執行に関するものであっても株主提案そのものは認めた上で、当該提案について株主総会で可決された場合の決議の効力、及び取締役の株主総会決議遵守義務（会社355条）の程度について検討するのが適切ではないかと思われる（なお岩原紳作編『会社法コンメンタル7』（商事法務・2013年）101頁（青竹正一）は、提案株主の意思を他の株主や取締役の開示しアピールでき、また会社側が当該提案にかかる議題について議案を作成することも考えられるとして、合併について株主提案権の対象となるとする）。

7 この分類につき、大杉謙一教授の次のブログ記事を参照。おおすぎ Blog「勧告的決議——『法的思考ノススメ』??」（2007年6月8日）<http://blog.livedoor.jp/leonhardt/archives/50190540.html>（2022年5月11日最終閲覧）。

提案を対象として後者について議論されていた<sup>8</sup>。本件株主提案は株主総会決議事項に関するものであるため、後者に属する。

本決定は、(A) 本件株主提案が高度な経営判断に属する事項であること、及び(B) 本件株主提案の実施には産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定等の条件が整う<sup>9</sup>等の条件が必要であることから、本件株主提案について可決されても「勧告的な意味のみを有する」とする。もっとも、AとB両方を満たして勧告的決議たりうるのか、AないしBいずれかを満たせば勧告的決議になるのかについては、決定文からは明らかではない。ただし、従来勧告的決議にかかる議案を株主総会に提出しうるのは会社側のみであり、株主側からは提出しえないと解されていた<sup>10</sup>。しかしそのアンバランスさに疑問も提起されているところ<sup>11</sup>、本決定は結論として株主側からも提出できることを認めた点でその意義は少なからぬものがある。もっとも、本件株主提案と異なり、会社法にも定款にも定めのない事項についての株主提案である場合にも当てはまるかは、また別途検討を要する。

次に、勧告的決議であっても法的拘束力を有するものがありえるという見解<sup>12</sup>からは、勧告的決議であるからといって、法的拘束力を有しないと必ずしもいえない。そうすると、本件株主提案の決議が勧告的決議の性質を有するとして、その法的拘束力が問題となる。これについて、本決定では株主総会決議に法的拘束力を有するものと勧告的な意味のみ有するものとに分類できるとする見解に言及していることから、本件株主提案については、法的拘束力を有

8 例えば、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法5』（有斐閣・1986年）71頁（前田重行）。

9 なお、この条件が整う可能性が著しく低い場合には、株主提案が権利濫用とされる可能性もあり得る。もっとも学説上は、実現可能性が低いだけでは権利濫用とはならないとされる（参照、藤田ほか・前掲（注1）62～66頁）。

10 邊・前掲（注3）58頁。ただし株主側からのかかる提案につき経営陣の裁量として上程することは認められる。

11 生方紀裕「少数株主の株主総会招集請求を受けた上場会社の対応に関する実務的論点」商事法務2270号（2021年）69頁注8。

12 伊藤雄司「判批」税務事例52巻2号（2020年）93頁注21参照。

しない勧告的決議であると解していると思われる。さらに、法的拘束力を有しないとした場合、仮に本件株主提案が株主総会で可決された場合でも Y 社取締役は株主総会決議遵守義務（会社 355 条）を負わず、従って本件株主提案の内容の実現に向けて尽力すべき義務も負わないことになるのか、具体的には本件株主提案は上記 B の条件を満たすためには、まずは Y 社において事業再編計画の作成（産業競争力強化法 23 条 1 項）を要するところ、当該計画の作成義務を負わないのか等が問題となる。これについてはまず決議「遵守」という観点から、本件株主提案の内容の実現に向けて尽力する義務<sup>13</sup>を Y 社取締役は負う。ただし決議に法的拘束力がない以上、当該計画の作成については取締役の裁量の範囲内であり、仮に計画を作成しないことが会社の利益に沿うと判断した場合には、計画の作成義務は負わないこととなろう。仮に株主においてこの結果に不満を覚える場合には、その時は取締役の選解任に関する株主提案を行い、経営陣の交代を迫るべきであろう<sup>14 15</sup>。

なお、Y 社は本件株主提案を純粋な配当提案としてみた場合に、会社 454 条の効力発生日が定まっていない等の違法があると主張したのに対し、本決定は本件株主提案が法的拘束力のないものであり、また「Y の主張する法的拘束力を有する株主総会決議の決議事項としてみた場合に、その指摘のとおりの問題点があるとしても、そのことが…結論を左右する事情とは言えない」とする。

- 
- 13 なお上柳ほか編・前掲（注 8）72 頁（前田重行）は、実行困難ないし不可能な株主提案について可決されても、一種の努力目標と解すべきとする。
  - 14 従って Y 社において事業再編計画を作成しない旨判断しても、Y 社取締役の任務懈怠責任は生じない。もっとも、「法的拘束力を持たないこと」の意義をこのように解することは、法的拘束力のない勧告的決議について、その効力を訴訟において争えるか否かは、別の話である。この点について、東京地判平成 26 年 11 月 20 日判時 2266 号 115 頁、岩原紳作編『会社法コメンタール 19』（商事法務・2021 年）234～235 頁（松井秀征）参照。
  - 15 松尾・前掲（注 6）50 頁は、業務執行事項を株主総会決議で定めたが、状況の変化により当該決議が経営に対する不合理な制約となる場合には、基本的には取締役は当該決議の廃止に尽力すべきであり、そのような余裕がない場合には、決議違反の行為をしても緊急避難的行為として、取締役の任務懈怠を構成しないとす。

このうち、後半について、その趣旨は明らかではない。一般に法令・定款違反の株主提案はなしえないと考えられており<sup>16</sup>、勧告的決議であれば法令・定款違反であっても構わないという趣旨ではないと思われる。

#### 4 勧告的決議にかかる株主提案を株主総会に付議する義務

株主から法的拘束力を有しない勧告的決議に該当する株主提案がなされた場合、取締役はこれを株主総会に上程する義務を負うか。この問題について、実務家を中心に、そのような義務は負わないが、取締役の裁量として株主総会に上程することは可能であると解するのが一般的である。その理由として、勧告的決議を取ることが後日の紛争防止となる場合がありえること、勧告的決議の上程ができないとすると株主総会の判断を仰ぐことが望ましい場合に対応できない、法的拘束力を有しない勧告的決議について、法的拘束力がない以上は付議については取締役会の経営判断に委ねられていることがあげられる<sup>17</sup>。これに対して、株主提案権の目的からは、そのような株主提案は推奨されるべきものであるとして反対する学説もある<sup>18</sup>。

本決定は、この点について直接言及していないが、勧告的決議にかかる株主提案を付議する義務をY社が負うとの見解に立つものと思われる。本決定の先行評釈において、本件株主提案が株主総会決議事項に関するものである以上、法的には総会に付議する義務をY社は免れないとするものがある<sup>19</sup>。私もこれに賛成する。株主提案を付議するか否かについて取締役が裁量を有するのは、いわゆる泡沫提案（会社304条但書・305条6項）など会社法において

16 大隅健一郎・今井宏『会社法論 中巻（第3版）』（有斐閣・1992年）37頁は、「利益処分案の修正提案で、そのとおり可決されれば蝸配当となるような提案…のごときについては、その請求は許されない」とする。

17 邊・前掲（注3）58頁、太田・前掲（注4）43頁。また、岩原編・前掲（注6）43頁（松井秀征）参照。

18 森田章「提案権による株主提案の範囲——勧告的提案の可能性」上柳克郎先生還暦記念『商事法の展望と解釈』（有斐閣・1984年）67頁。

19 潘阿憲「本件判批」法学教室497号（2022年）125頁。

明文で定められている場合か、権利濫用に該当する場合に限られるところ、本件株主提案はそのいずれにも該当しない。また取締役にまた裁量権限を認めることで、業務執行に関する株主提案に対する会社側対応の負担を軽減させる<sup>20</sup>利点は理解できるものの、経営陣側に都合のよい株主提案のみ付議し、そうでない提案を排除するという恣意的な扱いが可能となる問題は無視しえないからである<sup>21 22</sup>。

## 5 保全の必要性について

本件で裁判所は、①本件株主提案が本件株主総会に上程すべき特段の必要性がないこと、②本件株主提案は可決されるとして勧告的決議に止まり、本件株主総会で可決されることにより直ちに実現する性質のものでないこと、③(Xの申立てを認容した場合に)株主総会招集通知等の作成・発送をやり直す場合にYの事務負担が大きく、また招集通知の法定の発送期限を過ぎた場合には総会自体が開催されない恐れがあることから、保全の必要性を認めなかった(なお判決文で「Xは、取締役の選任により、自らの主張を実現する方策を講じているともいえる。」とするが、これは傍論であろう)。

このうち③についてXは、本件株主提案の分量は数枚程度であるため印

---

20 久保田安彦ほか「(座談会)株主総会の変遷と今後の展望(上)」商事法務2270号(2021年)17~18頁(澤口実発言)は、株主提案について、少なからぬ上場会社がその対応に膨大な労力を払っていることを指摘する。

21 伊藤・前掲(注12)92頁、久保田安彦「判批」法学研究93巻8号(2020年)131頁参照。また、北村雅史「判批」法学教室471号(2019年)はヨロズ事件に関連して、株主総会の権限に属する事項でありながら株主提案権の対象とならないとすることが可能か否かは慎重な検討を要するとする。

22 なお本決定に批判的な論稿の中で、取締役選任議案よりスピンオフ議案のほうが機関投資家が賛成しやすいため、(本決定がスピンオフにかかる株主提案を認めたことから)企業はスピンオフに追い込まれるリスクを背負うとするものがある(「(スクランブル)スピンオフを求める株主提案の可否と今後への展望」商事法務2274号(2021年)86頁)。もっとも、「取締役選任議案よりスピンオフ議案のほうが機関投資家が賛成しやすい」という前提は、必ずしも自明ではない。

刷・封入等についてY社に大きな負担は生じないと主張するが、妥当ではない。一般に、招集通知を発送した後に議案を修正する場合、発送済み招集通知の記載内容から客観的に予見可能であれば、各株主への個別通知やWeb修正等によって可能であるが、予見可能な範囲を超える修正の場合には、招集通知を再度発送するか、総会会日の2週間以上前の場合には訂正通知を発する必要がある<sup>23</sup>。本件の場合Y社の総会会日が6月25日、法定の招集通知発送期限が6月10日であるところ、Xの申立てが5月25日であるので、招集通知の発送前ではある。しかし本件株主提案の追加は「修正」とは言えないので、上記記述に従うと、招集通知の再発送（あるいは招集通知の再作成）が必要となる。この場合においてY社に生じる負担が過大であることは、本判決において言及されているとおりである<sup>24</sup>。Xは申入れが認容された場合、本件株主提案を追加議題として、当該議題に関する部分のみを別途株主に送付すればよいと考えているのかもしれない。しかし、株主総会の目的とされていない事項について決議はできないため、結局は招集通知の再発送等が必要となる。

また書類の印刷・封入以外にもY社の負担となる点として、招集通知以外の修正も必要となる点である。即ち、取締役会が株主提案の議案について意見を有している場合には、当該意見の内容を株主総会参考書類に記載しなければならないため（会社法施行規則93条1項2号）、本件株主提案に反対しているY社としては、当該参考書類の再作成を要する。またY社は書面やインターネットによる議決権行使を認めており、この関係で、議決権行使書面を当該株主提案に係る議案に対する賛否の欄を加えたもの（会社法施行規則66条1項1号）に作成し直すことや、議決権行使サイトでの議決権行使画面の設定変更

23 田路至弘ほか編著『新・株主総会物語』（商事法務・2017年）174頁。

24 もっとも、令和元年改正によって認められた株主総会参考書類等の電子提供措置（会社325条の2以下。令和4年9月1日施行）により、会社側の株主総会招集通知等の印刷・郵送負担が大幅に緩和される。Y社は上場会社であるため、電子提供措置を取る旨を定款で定める必要がある（田中ほか編著・前掲（注1）4頁（田中互））。従って電子提供措置制度が開始された後は、招集通知の作成し直しにかかる負担は少なくなる。

等も必要になる。本決定では言及されていないが、Xの請求を認めた場合には、Y社はこれらの対応にも迫られることになる。

またXは、プレスリリースの公表により、本件株主提案を本件株主総会の議題とすることも可能と主張する。この主張は、いわゆる、株主総会招集通知のWeb修正を念頭に置いているのかもしれない。しかしWeb修正は、例えば招集通知発送後に役員候補者の差し替え（役員選任議案の修正）をする必要が生じた場合、法令・定款違反が生じるのを防ぐために差し替えが必要である（例えば差し替えないと監査役会における社外監査役の必要人数を満たせない）など、修正に必要性・合理性が認められる場合にはWeb修正より差替えも可能とされる<sup>25</sup>。しかし本件の場合に、これと同様の必要性・合理性があるとは考えにくい。

③に関するXの複数の主張を裁判所は受け入れなかったが、上記の各理由により、妥当である。なお、本決定を支持する評釈において、Xは次年度の定時株主総会において改めて提案すればよいとの見解<sup>26</sup>があるが、これは疑問である。次年度において再び提案しても、本件事案と同様の理由でY社が株主総会の議題とすることを拒否し、問題が再燃する可能性があるからである。この点を考慮してか、この後Xは株主提案ではなく別の方策を用いた。

## 6 派生的な問題

本決定が下された後、2021年12月に、XはY社に対し本件株主提案とほぼ同じ内容を会議の目的たる事項とする臨時株主総会の招集を請求し<sup>27</sup>、これを受けて2022年2月にY社臨時株主総会が開催された<sup>28</sup>。この臨時総会では結果

---

25 武井一浩・郡谷大輔編著『会社法・金商法実務質疑応答』（商事法務・2010年）90～91頁（郡谷大輔・松元絢子）。反対に、修正に必要性・合理性がない場合は、候補者の差し替えは議案の取下げ及び追加に該当するため、修正はできない（同頁）。

26 潘・前掲（注19）125頁。

27 Y社の次のIRニュース参照。[https://www.faith.co.jp/ir/pdf/20211208\\_ir.pdf](https://www.faith.co.jp/ir/pdf/20211208_ir.pdf)

28 Y社の次の臨時株主総会招集通知参照。[https://www.faith.co.jp/ir/pdf/20220125\\_ir.pdf](https://www.faith.co.jp/ir/pdf/20220125_ir.pdf)

として議案は否決されたが、当初会社側に取り上げられなかった株主提案について、後に株主が株主総会招集請求権（会社297条）を行使して臨時株主総会にて当該議案が審議されるというのは、ヨロズ事件においてもみられた傾向である<sup>29</sup>。このように株主が、株主提案権と株主総会招集請求権の二段構えで会社側と対抗するケースが生じている。また株主総会招集請求においては取締役等の選解任に関する議案が多いとされるが、買収防衛策の廃止に関する議案も取り上げられるなど、議案の内容も多様化してきている<sup>30</sup>。近年は株主提案権について議論が集中していたところがあるが、株主総会招集請求についても、今後より検討を要すると思われる。

---

29 生方紀裕・小玉留衣「株主総会招集請求権行使の事例分析」資料版商事法務452号（2021年）33頁及び「（スクランブル）ヨロズ株主提案東京高裁決定と実務の視点」商事法務2208号（2019年）66頁参照。なお本件もヨロズ事件も、株主からの株主総会招集請求の申し立てを受けて臨時株主総会を開催したものであり、裁判所の許可（会社297条4項）を得たことによる開催ではない。

30 生方・小玉・前掲（注29）33頁。また名古屋地決令和3年7月14日資料版商事法務451号121頁は、事前警告型新株予約権の無償割当てによって割り当てられた新株予約権につき、取締役会がこれを無償で取得するよう求めることを議題とする株主総会の招集請求の申立について、会社295条2項の趣旨に反する等を理由に却下している。